



平成29年8月24日(木) 岐阜県発表資料			
所 属	担 当 係	担当者	電話番号
新産業・エネルギー振興課	エネルギー係	千田	内 線 2934 直 通 058-272-8835 F A X 058-278-2653

災害時における石油類燃料の供給に関する協定(改定)を締結します

県は、平成14年9月に岐阜県石油商業組合との間で「災害時における石油類燃料の供給に関する協定」を締結しています。

このたび、東日本大震災をはじめ近年頻発している大規模災害の教訓を踏まえ、災害時の燃料優先供給を円滑・迅速に行えるよう、下記のとおり協定の内容を改めて締結します。

記

1 協定の相手方

岐阜県石油商業組合	理事長	<small>さわだ</small> 澤田 <small>さかえ</small> 栄 (丸栄石油(株)代表取締役社長)
	顧問	<small>ねこた</small> 猫田 <small>たかし</small> 孝 (岐阜県議会議員)
	顧問	<small>ひらいわ</small> 平岩 <small>まさみつ</small> 正光 (岐阜県議会議員)

2 改定のポイント

- 組合が自家発電設備等を備えた、「災害対応型給油所」の整備・維持を推進することを明記
- 県と石油商業組合が平時から協力して災害対策を実施
 - ・供給拠点及び供給対象と想定される施設等について、定期的な情報共有を行う
 - ・定期的な防災訓練の実施
 - ・県民向けの防災キャンペーン等について、互いに連携して県民への呼びかけを実施

3 今後連携して行う具体的な取組み

- 岐阜県総合防災訓練(9月3日)において、休日の災害発生を想定し、県が組合に対して燃料供給を要請するまでの一連のシミュレーションを実施
- 岐阜県緊急対策チーム図上訓練(10月を予定)に合せて、車両を使った実動訓練を実施
- 満タン&灯油プラス1缶運動の推進(平成29年9月1日(金)~平成30年3月31日(土))
9月1日の防災の日に併せ、組合が行っている「満タン&灯油プラス1缶運動(※)」の際に、県事務所でポスター・のぼりの掲出を行うなど、両者が連携して推進

※ 県民1人1人が、災害発生に備え平時から燃料備蓄を心がける取組み

【岐阜県石油商業組合】

昭和 38 年 5 月 29 日設立

岐阜県下 366 事業所、596 のガソリンスタンドが加盟する団体（平成 29 年 3 月現在）

【災害対応型給油所】（以下の 3 種に分類される。）

① 中核給油所

燃料供給の中核的な役割を果たす給油所として、緊急車両等への優先供給を行うことのできる施設（県内 43 か所）

② 小口燃料配送拠点：

避難所等へタンクローリーで優先供給を行うことができる施設（同 14 か所）

③ 住民拠点サービス給油所

災害時でも自家発電機を備えて営業し、主に地域住民の自家用車を対象に供給を行う給油所（H29～32年度で約160か所整備予定）